



マネーロンダリングと  
テロ資金調達防止

カルパ(CARPA)制度

---

カルパ(CARPA)は、弁護士が顧客に代わって受理した資金を保証するために、60年以上前にフランス弁護士会(barreau)によって創設された制度である。

カルパは金融機関ではなく、弁護士としての職能団体の自主規制の枠内で、弁護士会が責任を負っている監査機関として機能する。

**監査機能：** 監査は特に職業上の倫理的な性格をもつ。バトニエと呼ばれる弁護士会会長の権限の下で機能し、バトニエを保証人とする監査により、弁護士がその顧客に対して果たすべき職業上の守秘義務が保証される。

カルパは、マネーロンダリングとテロ資金調達を防止するうえで重要な役割を果たしている。カルパはこの分野に適用される通貨金融法典の規定の対象となる。したがって、財務省のTRACFIN部門は、カルパが管理するすべての資金の流れの銀行におけるトレーサビリティ情報に関して、特定の情報を知る権利を有している。

## I. カルパの基本的な規則

**第 1 の規則:** 弁護士が処理する資金の取り扱いは、必然的に、弁護士としての法的または司法活動に付随するものとしてのみ存在する。

弁護士は、顧客のために実行する法的または司法上の活動に付随的に起因する場合を除き、顧客に代わって資金を処理する権利を持たない。

**第 2 の規則:** 弁護士が顧客に代わって処理する資金の取り扱いは、必ずカルパの口座を通す必要がある。

弁護士は、顧客から、あるいは顧客に代わって、自分の銀行口座または弁護士事務所の口座に、費用と手数料の受け取りを除いて資金を受け取ることはできない。

弁護士は、カルパを通してこれらの資金を徴収する義務があり、その後、弁護士の指図に従ってカルパが受益者への支払いを執り行う。

カルパの外で、弁護士が資金を処理することは厳密に禁止されている。

破棄院は、弁護士がカルパの外で資金を処理したという事実があれば、それは背任罪にあたるという判断を下している。

この原則には 1 つだけ例外があり、現在の法律においては、信託(fiducie)は、カルパの規定する範囲の対象とはならない。

*注意事項:* 一方、裁判の終了時または司法取引の枠組みの中で、弁護士の顧客間で、弁護士を通すことなく、つまりカルパを経由することなく、顧客間のそれぞれの銀行を通じて直接に必要な支払いを行うことは、何ら禁止されているものではない。

**第 3 の規則： 弁護士が顧客に代わって受け取る資金の銀行口座は、カルパ名義で開設される。**

すでに述べたように、顧客に代わって資金を受け取る弁護士は、カルパの口座に入金する義務がある。

カルパは、会計帳簿に案件を記録する(各弁護士事務所のアカウトには、各案件が明確に識別される下位のアカウト項目が作成される)。一方、資金が預け入れられる銀行口座は、カルパ名義で開設された口座であり、弁護士名義で開設された口座ではない。

したがって、弁護士は顧客の資金を自由に処分することはできない。

弁護士は、この銀行口座の名義人ではないため、カルパ口座での取引は委任によりのみ可能になる。バトニエ(弁護士会会長)が、当該の弁護士に対して取引を許可する権限を委任することができるが、いつでもその委任を停止または撤回することができる。

さらに、顧客の資金が不正に使用されたり、弁護士によって流用されたりすることがないことを保証するために、弁護士自身への手数料の支払いは、カルパによって管理され、顧客の許可がないとできない。

**第 4 の規則： 弁護士評議会とバトニエの権限と責任の下で行使されるカルパの事前の監査を受けなければ、弁護士が、資金を受け取ったり、受益者への送金の指示することはできない。**

カルパによって行使される監査は、特に職業上の倫理に関する性質のもので、バトニエの権限の下で行使される。弁護士は、資金を受け取ったり、またはその予定の取引に関する説明または補足文書をカルパが要求する場合、その要請に答える義務があり、その場合職業上の秘密を理由に拒否することはできない。

したがってこれは、監査の規則であり、弁護士会の責任の下に置かれた規制として、弁護士が取り扱うすべての資金調達に適用される。

カルパの活動は、1971年12月31日法の第53-9条と第17-9条および17-13条の枠組みにおいて規制されており、弁護士会評議会は、弁護士が会計帳簿を作成し、マネーロンダリング防止における既定の義務を果たしていることを監査する義務を負っている。

通貨金融法典第L. 561-36条の下で、マネーロンダリング防止における弁護士の義務と、場合によって、これらの義務の不遵守があった場合の制裁の権限の行使は、弁護士会が行う。弁護士会は、その監査の実施において、1971年12月31日法の第21-1条に準拠して、全国弁護士評議会の支援を受けることができる。

したがって、事前の監査なしに、カルパから資金を出し入れすることはできない。この事前の監査が必要であるために、カルパは詐欺防止の役割を果たしている(1991年11月27日のデクレ(法令)241条)。

弁護士とバトニエ間で共有される職業上の秘密の原則:

破棄院は2003年の判決(民事第1審2003年10月21日、第01-11-16号)で以下のように決定している。つまり、弁護士評議会によって採択された資金の取り扱い規則により、合法的に、「職業上の守秘の適用除外により」、弁護士に対してその説明をカルパに提供するように要求することができる。

したがって、カルパが実施する監査は、弁護士とバトニエとの間で共有される職業上の秘密の枠内で行われる。その原則は、2012年12月6日のミショー(Michaud)判決において欧州人権裁判所によりその原則が確認された(ECHR 2012年12月6日、第12323/11号、ミショー/フランス)。この判決は、フランス法の規定する疑惑の報告および「バトニエのフィルター(管理)」の問題に言及している。つまり、ある弁護士に関する疑惑の報告がTRACFINに直接的に行われるのではなく、その報告が、法の適用範囲に入るものであることを確認した後に、TRACFINへ報告するかどうかバトニエの判断に委ねられるのである。

欧州人権裁判所は、「バトニエのフィルター(管理)」が、適切であり、欧州指令の要件と互換性があると判断した。その根拠として、バトニエは職業上の秘密の保証人であることから、このような「フィルター(管理)」を設定することにより、公共の秩序を守る(疑惑の報告)と、職業上の秘密を守ることとのバランスを確保することができるとしている。



## II. カルパにより実施される監査

### 1. 監査の目的と範囲

1996年7月5日のアレテ(法令)第8条には、実行すべき監査の項目が記載されている。

主要な監査項目：

- 案件の性質と表題
- 資金源
- 資金の移動先
- 取引の実際の受益者
- 金銭的な支払いと、弁護士<sup>1</sup>の職業上の守秘の枠内で、当該弁護士が実施した法的または司法上の業務との間の関連性。

これらの監査項目の1つまたは複数に関して、処理に問題があると思える場合、カルパは処理を拒否することができる。

カルパが調査する様々な監査項目は、マネーロンダリング防止における監視義務の内容と完全に一致し、あらゆる形態の不正行為の防止を可能にするものである。

1996年7月5日の第8条は、欧州連合のLCB-FT(マネーロンダリングとテロの資金調達防止)指令および、弁護士に適用されるフランス国内法への移行適用に先立っている点に注意を要する。

このように、弁護士団体は、みずからのイニシアチブで、現在の弁護士がLCB-FT(マネーロンダリングとテロの資金調達防止)法の適用において順守する義務を負っているものと同様の監査を義務付けた制度を独自に構築していた。

さらに、カルパは、すべての資金処理について、GAFI（政府の金融活動作業部会）が推奨するリスクベースアプローチを適用することにより、監査を実施している。

その監査の実施を通じて、カルパは、マネーロンダリングとテロ資金調達防止の枠内で、弁護士会によって開設された自主規制の重要な役割をになっている。

## 2. カルパにより実施される監査体制

### a) 資金処理に関する監査ソフトウェア

カルパは、資金処理を監査するための管理および支援ソフトウェアを有している。

E-CARPA システムは、パリ地域のカルパで使用されているシステムで、弁護士はカルパとオンラインで作業を行うことにより、ペーパーレスの方法で監査の指示内容と案件に関連するすべての書類を通信できる。

このプロセスは、監査作業を大幅に簡素化するものである。

さらに、キーワードを検索することで受信された文書を自動的に読み取ることができるため、LCB-FT（マネーロンダリングとテロの資金調達防止）監査の実施に大きく貢献する。

さらに、カルパによって入力されたデータと、データベースの監視リストとの対応が体系的に検索され、受益者と、対象となる個人または法人、処罰および対象となる金融的な処罰（資産凍結）、またはリスクのある国（たとえば、GAFI（金融活動作業部会）のグレーまたはブラックリスト、またはその他の情報源）などのリスク要素を特定することが可能になる。

カルパ全体に拡張されているこのシステムは、資金処理を根拠づけるために必要な文書を、体系的かつ瞬時に送信することを可能にし、分析が容易になって監査の強化に貢献する。



**b) カルパによって実行される監査と銀行監査との間の補完性**

ここで強調しておく必要があるのは、カルパ自体は銀行でも金融機関でもなく、カルパは共同で活動をする銀行の支援を受ける点である。

- カルパの銀行は独自の監査を実施する。

したがって、銀行は、カルパの口座に入金される資金源と出資金の移動先を確認する。

何らかの異常が検出された場合、銀行はカルパに通知することなく、TRACFIN に対して疑義の報告を行う。

- 弁護士は、職業上の守秘義務により、案件内の事項に関する情報を銀行に提供することはできない。銀行の守秘義務とは混同されない。

他方、前述したように、弁護士は、バトニエの権限の下で監査を行うカルパに対しては、この職業上の守秘義務を理由に拒否することはできない。

したがって、カルパによって処理される資金の流れは必然的に付随的な要素でしかないが、その弁護士案件の倫理的な監査はカルパによって保証され、カルパは銀行とは異なり案件の書類を提出するよう求めることができる。

- 一方ではカルパによって、他方では銀行によって実施される監査は、補完的な形で行われることになる。

### 3. カルパにより実施される監査の規模

フランス全国のカルパは、毎年、500億ユーロの資金の流れを監査しており、平均すると、1営業日あたり8500の取引が監査されることになる。

現在、フランス全国には、164の弁護士会が存在するのに対して、122のカルパの支部があり(2020年1月1日現在)、一部のカルパは複数の弁護士会をカバーしている。

各カルパは、それを構成するひとつあるいは複数の弁護士会の責任下に置かれている。

#### パリ地域のカルパに焦点を当てる

パリの弁護士会はフランス全国の弁護士のほぼ半数の会員を数え、その資金の流れはパリのカルパのサービスによって管理されている。

2019年には、パリでの資金の流れは221億ユーロ、取引件数にして466,966件に達し、パリ唯一のカルパが管理している。

パリのカルパはその使命とする業務を遂行するために、1営業日あたり約1,800の取引数を管理し、30人の従業員がその業務にあたっている。

監査サービス部門は、いくつかの水準から構成されている:

\*アカウント担当

\*アカウント管理担当

\*バトニエ代理

カルパの会長がバトニエであり、カルパは、その資金管理部長、および事務局長の責任下で活動を行っている。

### III. 弁護士事務所に対してカルパが提供する監視活動の支援

- カルパはその監査によって、弁護士が付帯として取り扱う資金の流れが、実施する業務に適合しているかどうかを確認するのを支援する。

この点で、カルパは監視義務の行使において弁護士事務所のパートナーとしての役割を果たしている。カルパは、弁護士に対して、情報と文書の提出を要求することにより、監視義務を積極的に喚起する。

- カルパはまた、多くの弁護士事務所が個別には保持していないツール、特に情報データベースへのアクセス権を保持しており、これにより、委託された取引に関して、金融処罰の対象となっている個人(資産凍結)、処罰の対象者または事業体が所有/管理している企業、リスクのある国、処罰対象の船舶、または政治的にリスクにさらされている人のリストなどと比較することができる。

したがって、カルパは、マネーロンダリングを目的とした活動に巻き込まれるリスクから保護する目的で共有手段を弁護士に提供できる。

パリ弁護士会では、当会サイトに特に設けられた LCB-FT 関連スペースにおいて、カルパが使用するデータベースへのアクセスが可能のため、パリの弁護士は、資金処理を行わない場合でも、資産凍結に関して顧客の状況を確認することができる (LAB 弁護士サービス)。

- **カルパは多くの場合、取引の早期段階で介入する。**

取引の実行を依頼された弁護士は、コンプライアンスを分析するために、当該取引が生成する資金の流れに関するデータを、できるだけ早期段階においてカルパに提出する。

特定の問題点に関して疑いがある場合、カルパは弁護士に質問をし、弁護士が案件の問題点を明確にするのを支援すると同時に、問題点がある場合はその原因を究明し、その結果取引を停止させる場合もあり得る。

- カルパが取引を拒否する場合、弁護士が顧客に対する拒否の責任を直接には負わなくてよいという利点がある。弁護士自身が拒否することは容易ではなく、リスクを伴う場合も多いからである。

カルパはまた、この点に関して弁護士に効果的な保護策を提供する。

- 弁護士はカルパの支援を得て監視の義務を遂行することができ、それにより、実行する法的取引業務に付随する資金の流れの安全性を保証できる。

マネーロンダリングのリスクに自分はさらされていないと考える弁護士は、彼らに関与している取引業務に付随する資金の流れの責任を回避しているのであって、実際には間違いを犯している。

弁護士は、支援する法的取引に対応する資金の流れを処理するかどうかにかかわらず、同じ監視義務と報告義務、およびこれらの義務に付随する責任を負っている。

弁護士は、彼が支援を提供する法的取引に付随する資金の流れ（取引を実行する目的で引き起こされる実際のキャッシュフロー）を確保することにより、推奨される習慣として、彼らに関与する法的取引に対応する事実を査証する。

したがって、支払いに対して領収書が発行された場合、その支払いが法的文書を起草する弁護士を経由するという事実は、彼らにとってその事実を確認し、適合性を検証する最良の方法となる。

それにもかかわらず、顧客の所有する資金の取り扱い自体は、GAFI（金融活動作業部会）の発行する「リスクベースアプローチのガイダンス」*« guidance for a risk-base approach »*によれば数字と法律を専門とする職業にとってリスクを負うものとして認識されている（弁護士の活動が、ある法的な取引において詐欺的な資金の流れを隠ぺいするものとして利用される場合、大きなリスクがある）。

当該の場合、カルパの強制的な介入により(カルパの可能な手段の範囲において)、弁護士が法的取引に付随する資金の流れを解明し、コンプライアンスが順守されているかを査証することを支援する。コンプライアンスが順守されていない場合、弁護士がマネーロンダリング防止義務の適用に対応し、特に弁護士が担当する疑わしい取引の報告書とその責任において作成するよう警告しかつ促す。

カルパ制度のおかげで、弁護士は、カルパがそのコンプライアンスを監査することにより資金の流れに関連するリスクから保護されながら、法的取引に付随する資金の流れを保証することができる。

そのため、弁護士会は弁護士に対して、業務として行う法的または司法上の取引に対応する資金の流れをカルパ経由にして保証することを推奨している(既に前述したように、顧客は金銭的な支払いを顧客間で直接に行うかどうかを決定することができるのも事実である)。

このような意味で、TRACFINの責任者は、2016年の会議(Dalloz「経済的公共秩序の保護におけるカルパの支援」p88)において、資金をカルパ経由しないで行う取引は、カルパ保証の恩恵を受けていないのであるから、それだけで潜在的なリスクをもたらすものと考えられる可能性がある、と示唆している。



#### IV. 調整役を果たすカルパ

財務省総局(DGT)の招待で、2019年11月11日と12日に、中国の三亜で開催された GAFI 主催の監査人フォーラムで、カルパの監査制度および自主規制制度についての発表が行われた。

この会合に続いて、DGT はプレスリリースを発表し、以下のように伝えている。

このように、非金融セクターに関して、CNB（全国弁護士評議会）はカルパ制度（弁護士の決済のための自主基金）の利点を提示することができた。これにより、資金の流れを監視し、適切な LCB-FT（マネーロンダリングとテロの資金調達防止）監視の適用が可能になる（資金の源、受益者の特定、資産凍結措置の適用）。このような監視義務を、弁護士としての職業に果たされる職業上の守秘を完全に尊重しつつ、フランスの「数字と法律を専門とする弁護士」という職業は順守しなくてはならない。

2020年2月12日のオルドナンス(命令)第2020-115は、マネーロンダリングとテロ資金調達防止のための国としての法規を強化することを目的として、通貨金融法典によって規定される法基準に、カルパ制度を完全に統合している。

カルパは、弁護士評議会にとって、弁護士による資金の取り扱いの管理と規制に特化した真の「運用手段」を提供している。それは、法律専門家のマネーロンダリング対策であり、弁護士会によって保証される自主規制の重要な要素を構成している。

1. TRACFIN は、カルパを経由するすべての資金の流れに関するトレーサビリティ情報を知る権利を有している。

この情報にたいする権利は、弁護士が個人的に LCB-FT (マネーロンダリングとテロの資金調達防止) の監視の対象となる取引に対応するものだけでなく、カルパによって処理されるすべての資金の流れに関するものであることを強調する必要がある。

2017年1月1日以降、カルパによって処理された銀行取引のトレーサビリティは完全に明確なものとなっている。通貨金融法典第L. 561-25-1条は、以下のように規定している。

「I. - 条項L. 561-23に記載されたサービス部門は、1971年12月31日の法律第71-1130の条項53-9に基づいて、作成された会計口座、金額に関する情報、弁護士によって預けられた資金、小切手、有価証券の流れの源と宛先、関係弁護士の身元、および会計口座に記録された案件の性質の提示を求めることができる。

これらの会計口座は、関連する弁護士が登録されている弁護士会のバトニエを通じて、条項L. 561-23に記載されている部門により要求される情報を提示するものとする。」

TRACFIN は、その年次活動報告書で、この制度の円滑な運用と高い効率を称賛している。

2017年の活動報告で、TRACFIN は次のように述べている。「2017年にカルパに対して行使された情報開示により、たとえば、保険補償の文脈で弱者への濫用の疑いを明らかにし、不動産所有権の割り当ての文脈で結果的に大規模の脱税が判明した資金の行き先の判明、また保証金の支払い資金の起源の判明などを挙げるができる。」

2018年の活動報告で、TRACFIN は再び以下のように指摘している。「2018年、カルパを対象とした情報開示により、重要な結果が得られた。合計で、約10件の案件で行使された情報開示により、脱税、組織犯罪、テロ資金調達防止、背任罪、不動産に関連するマネーロンダリングなどの区分が明らかにされた。カルパはさらにその制度の迅速な対応を改善しなければならないが、これらの最初の結果から明らかなのは、マネーロンダリングとテロ資金調達防止におけるこの制度の有効性と本組織の重要な役割である。2020年までにこのパートナーシップがさらに強化される必要がある。」



## 2. 監視義務および報告義務を負っているカルパ

2020年2月12日のオールドナンス(命令)第2020-115において、通貨金融法典で定義された監視および報告義務の対象者リストにカルパが加えられた。

しかし、この義務の適用方法は、弁護士とカルパとの関係の特徴づける信頼関係をそこなうことのないように、公的機関と弁護士団体との間の相互の合意によって調整された。そしてカルパが、何よりも、マネーロンダリングとテロ資金調達防止において、弁護士事務所のパートナーである点が確認された。

したがって、カルパの義務範囲は弁護士の範囲と同じであり、カルパが疑惑に関する報告を行うように求められた場合、関係する弁護士に通知することが許可されている。

一般に、カルパと弁護士は、監視義務を履行するために収集された情報を相互に共有することができる。

カルパによる疑惑の報告は、弁護士による報告と同じように、バトニエに報告されなくてはならず、守秘の保証人であるバトニエのみが、法的に定められた条件が満たされたと判断する場合に TRACFIN にそれを報告することができる。

3. カルパは、通貨金融法典第 L 561-3 条に規定される義務範囲を超えて、弁護士によるあらゆる資金の取り扱いが業務に適合しているかどうかについても確認する。

1996 年 7 月 5 日の第 8 条に基づいた監査は、通貨金融法典第 L 561-3-I 条の適用範囲に入る取引に付随する、しないにかかわらず、カルパによって処理されるあらゆる資金取り扱いに適用される。

こうして、あらゆる分野において、法律および司法業務に付随して資金を取り扱う弁護士が、マネーロンダリングやテロ資金調達を目的とした手段として利用されることを確実に防ぐことが可能となる。

#### 4. カルパは複数の監査人によって監督されている

最後に、「カルパ規制委員会」が、カルパにより実施される資金処理の監査に関する意見や推奨事項を規定する。カルパはこのような規則に従わなくてはならない。

さらに、「カルパ監督委員会」が、定期的にすべてのカルパの活動を監査し、その結果として違反が明らかになった場合に制裁措置を講じることができる。当該の委員会は年次活動報告書を作成し、法務大臣に送付する。

また「カルパ監督委員会」は、マネーロンダリングとテロ資金調達防止における、カルパの遵守すべき義務を監視する責任がある。

最後に、各カルパには、カルパの義務の遵守を監視する目的で、特定の任務を担当する監査人を置く義務がある。監査人は特に、弁護士によって行われる資金の取り扱いの監査の組織と実効性に関して監視する。この監査人の年次報告書は、カルパ監督委員会およびカルパ本部が設置されている地域の控訴裁判所の検事総長に送付される。

2020 六月

---